

平成 27 年度「児童虐待防止推進月間」 標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況の中で、厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。（平成 16 年度から実施）

平成 27 年度も、この取り組みの一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行うこととします。

2. 募集内容

(1) テー マ

上記 1 の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関し、国民一人ひとりの意識啓発を図るのにふさわしい、簡潔で覚えやすい標語。

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募集期間

平成 27 年 4 月 17 日（金）から 6 月 16 日（火）。

郵送の場合は、当日消印有効とします。

（参考）過去の標語最優秀作品（平成 17 年度より募集）

平成 17 年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成 18 年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成 19 年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成 20 年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成 21 年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成 22 年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成 23 年度	守るのは 気づいたあなたの その勇気
平成 24 年度	気づくのは あなたと地域の 心の目
平成 25 年度	さしのべた その手がこどもの 命綱
平成 26 年度	ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

4. 応募方法

(1) 応募にあたっての注意点

- ・ ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- ・ 作品は一人につき1作品応募可能です。※2作品以上応募の場合は無効です。
- ・ 応募作品は、返却いたしません。
- ・ 指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する場合の方法

郵便はがきに作品と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記の宛先へ郵送してください。

電子メールによる応募も可能です。その場合、記入いただく内容は、郵便はがきによるものと同様です。

(3) 学校などで複数人の作品をまとめて応募する場合

(学校以外でまとめて応募することも可能です。)

①郵送で応募する場合

1作品ごとに必ず学校名、学年、氏名、年齢を記入してください。

作品を書いた紙(応募数分)と、連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載した紙(1枚)を同封のうえ下記宛先まで郵送してください。

②メールで応募する場合

作品を一覧表にまとめ、メールで送付してください。一覧表には作品ごとに学校名、学年、年齢、氏名を記入してください。一覧表の余白やメール本文に、必ず連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載してください。

(4) 応募宛先

児童虐待防止推進月間に開催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in all かながわ」(主催：厚生労働省、共催：神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)の共催事務局標語募集担当あて応募してください。

○電子メールの場合

jidou-hyogo@city.kawasaki.jp

- ・ メールの題名は「標語の応募」としてください。
- ・ ファイルを添付する場合は、Word、Excel、一太郎又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

○郵送の場合

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所 市民・こども局 こども本部 児童家庭支援・虐待対策室
標語募集担当 宛

5. 選定

1 作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。

6. 発 表

最優秀作品は、9 月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表します。

7. 表 彰

11 月 8 日（日）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in all かながわ」（神奈川県横浜市）で、賞状を授与します。（予定）

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

9. 照会先

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室
T E L 03-5253-1111（内線：7800）